

## 物件質問書(回答書)

物件名		足利市有施設への自動販売機設置業務	
No.	回答日	質問内容	回答
1	12/3	<p>○募集要領4(8)貸付料について</p> <p>今回の貸付料は毎月の総売上金額に率を乗じたものに別途消費税相当額を加算した額となっているが、自動販売機の売上は税込になっているため、更に消費税相当額を加算すると二重課税になると思われるが、総売上金額は税抜きで計算するべきか。</p>	<p>毎月の総売上金額(税込)は、あくまでも貸付料を算定する基礎額となり、提案いただいた貸付料率を掛けて毎月の貸付料(賃料)を決定いたします。</p> <p>よって、実際の売上金額を納付していただくものではありませんので、貸付料に消費税相当額を加算しても二重課税には当たりません。</p> <p>なお、分かりやすくするため、募集要領の該当部分を「総売上金額(税込)」に修正いたしました。</p>
2	12/5	<p>貸付料の支払い方法について、市外業者が市内業者と提携して自動販売機の設置を行った場合、足利市と契約をしているのは市内業者ですが、貸付料の支払いを提携先の市外業者が直接行うことは可能ですか。</p>	<p>貸付料の支払いについては、納付書を発行します。納付書は契約先の業者宛てに送付しますが、提携先の市外業者がその納付書によって直接納付しても差し支えありません。</p>
3	12/24	<p>物件番号No.77、78の「足利市薬局施設」について、現地確認の際に自動販売機設置用の電源が見当たらなかったが、設置業者が電源工事まで行うのか。</p>	<p>両物件については、今後設置までに施設管理者にて工事を実施し自動販売機用の電源を用意します。</p>
4	12/27	<p>募集要領「9入札方法等(5)代理人による入札」に記載の「委任状は回ごとに提出することとする」とは、物件ごとではなく、入札日(回)ごとに1枚の提出でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり、物件ごとではなく原則は入札日ごとに1枚の提出でよいが、例外として午前と午後の部で代理人が変更になる場合は、同日でも2枚の提出が必要となります。</p>